

春日井市悪臭対策指導指針

平成20年2月1日

告示第12号

第1 趣旨

この指針は、春日井市生活環境の保全に関する条例第34条第2項の規定に基づき、工場又は事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭の排出を防止するための指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 指導基準値

指導基準値は、別表のとおりとする。

第3 測定方法

指導基準値に係る測定方法は、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）によるものとする。

第4 指導

市長は、工場等から発生する悪臭の排出が指導基準値に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該工場等を設置している者（以下「事業者」という。）に対し、悪臭の排出を防止するために必要な措置を講ずるべきことを指導するものとする。

第5 必要な措置

事業者が悪臭の排出を防止するために講ずるべき必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工場等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- (2) 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置し、又は消臭剤の散布等を行うこと。
- (3) 悪臭を著しく発生する作業は、原則として、屋外においては行わないこと。
- (4) 悪臭を発生する作業は、工場等の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
- (5) 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに、建物内に保管すること。

第6 適用

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制措置によっては生活環境を保全することが十分でない認められる場合に限り、この指針を適用するものとする。

附 則

この指針は、平成20年7月1日から施行する。

別表

| 区域の 区分 | 測定場所 地域の区分 | 工場等の敷地の 境界線の地表に おける大気の臭 気指数 | 工場等の煙突そ 他の気体排出 口における排出 気体の臭気指数 | 工場等の敷地外 における排水 の臭気指数 |
|-----------|------------------------------------|--------------------------------------|---|----------------------------|
| | | 第1種 区域 | 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 | 10 |
| 第2種 区域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域 | 12 | 27 | 28 |
| 第3種 区域 | 工業地域 工業専用地域 | 13 | 30 | 29 |

備考

- 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域をいい、市街化調整区域とは同法第7条第3項の地域をいう。
- 工場等の敷地境界における指導基準値のうち第3種区域内に所在し、その敷地が第1種区域と接している工場等については、第2種区域に係る指導基準値を適用するものとする。ただし、当該工場等の敷地境界で第1種区域に接しない部分については、第3種区域に係る工場等の敷地の境界線における指導基準値を適用する。